

# 第1回都区財政調整協議会幹事会（H30.12.4）

## 主な発言概要

本資料は第1回幹事会における協議内容について、区側の聞き取りにより作成したものです。

### ■ 都側提案事項説明

#### 【都】

それでは、私から、都側の提案事項を説明いたします。

まず、今年度及び平成31年度の現時点での財源見通しについて、資料は用意してございませんので、口頭での説明となります。

まず、今年度の調整税についてですが、今年度につきましても、昨年度と同様、調整税の徴収実績に関する情報について、区側に提供いたしました。

すでにご承知のことと思いますが、9月末までの実績で見ますと、市町村民税法人分の徴収実績につきましては、前年同月比で約525億円の増、固定資産税につきましては、約268億円の増となっております。

今年度の都区財政調整の当初算定における算定残は、約275億円ですが、最終的にこれがどのようになるか、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいりたいと考えております。

つぎに、平成31年度の調整税の見通しですが、正確な見通しについてお示しできる状況にございませんので、概括的な見通しとなりますが、固定資産税については、来年度は、評価替えの年にはあたらぬことから、大きな変動要素はございませんので、税収動向に大きな変動はないと思われま。

市町村民税法人分につきましては、企業業績の動向に大きく左右されるものですが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性に留意する必要があるなど、先行きは不透明な状況にあると考えております。

いずれにしましても、今後、都の予算編成が進み、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいりたいと考えております。

次に、基準財政収入額の見込みについてです。

特別区民税については、納税義務者数と総所得金額等がともに増加しているため、前年度に比べ増加傾向が見込まれます。

また、消費税率引き上げに伴う自動車取得税の廃止、軽自動車税環境性能割及び環境性能割交付金の創設等、昨年度までに決定されました税制改正については、その影響額を反映させた算定を行うことを考えております。

なお、今後示される税制改正に向けた国の動向に関しては、引き続き注視してまいりたいと考えております。

財源見通しの説明は以上でございます。

続きまして、今回、東京都が提案しております事項について、説明いたします。

お手元に、資料が配付されておりますが、表題が「平成31年度 都区財政調整 東京都提案事項の概要」と題した資料をご覧ください。

まず、「記」書き以下にございますように、今回、東京都から提案する事項は、算定内容の見直しについて、全部で6項目あります。

このうち主な提案内容として、2項目を説明いたします。

資料2枚目をご覧ください。

まず、【経済労働費の欄】「勤労福祉会館管理運営費の廃止」でございます。

昨年度の協議でも提案しましたが、勤労福祉会館について、施設が担う機能面や運営状況等の変化が顕著であり、商工振興センターとの重複が見られ、重複算定となっていると考えられるため、勤労福祉会館管理運営費の態容補正の廃止を提案するものでございます。

次に、【教育費】の欄、「義務教育施設新增築経費の見直し」でございます。

昨年度の協議でも提案しましたが、本態容補正により義務教育施設の新増築に要する経費を加算しておりますが、統廃合による改築の場合、統合前のそれぞれの学校について、改築経費を既に算定しており、重複算定となっていることから、当該経費を差し引くよう算定の見直しを提案するものでございます。

1ページ進めまして、標題が「平成31年度 都区財政調整 東京都提案事項説明資料」をご覧ください。

今回の提案事項について、費目毎に提案事項の内容を記載した説明資料を添付してありますのでご確認願います。

皆さまもご存じのとおり、地方分権の観点からは容認することのできない法人住民税の国税化が行われることに加え、国は平成31年度税制改正に向けて、地方法人課税のいわゆる「偏在是正措置」として、法人事業税の一部を「国税化」した上で、地方譲与税として地方に配分する手法と地方交付税の原資とする手法の2つの検討を進めております。

都はこれまで、このような動きに対し、区のご協力もいただきながら反論の主張を続けてまいりましたが、そもそも国でこうした動きが出る背景には、「東京一人勝ち」という国や他の自治体からの厳しい目があることを、都区双方で改めて強く意識する必要があります。

そのためには、既算定内容も含めてより厳しく見直しを行い、一層の合理化を図っていかねばならないと考えます。

都税収入につきましても、現時点で平成30年度最終見込みや平成31年度の見込みは示されておりませんが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動による企業業績への影響も考えられることから、先行きについては楽観視できる状況にはありません。

都としては、こうした基本姿勢に則って、平成31年度財調協議に当たって必要な提案を行っております。

今後、区側提案とあわせまして、精力的に協議してまいりますので、区側の皆さまのご協力を是非ともよろしくお願いいたします。

都側の提案事項の説明は以上でございます。

## ■ 区側提案事項説明

### 【区】

お手元の資料「平成31年度都区財政調整区側提案事項」をご覧ください。

(提案概要)

特別区は、首都直下型地震への備えや、超高齢化への対応などをはじめとした、大都市特有の膨大な行政需要を抱えております。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けまして、東京都と連携しながら、万全な体制づくりに取り組む必要があり、課題が山積している状況でございます。

そのような中で、既に実施されている地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等に加え、平成31年度税制改正に向けて、さらに都市部から財源を吸い上げる動きが表面化しており、特別区財政は非常に厳しい状況にさらされております。

このような状況においても、区民サービスの水準を落とすことなく、多様化する行政需要に的確に対応していくことが、基礎自治体としての特別区の責務であると考えております。そこで、現在の社会経済状況の中で特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、都区財政調整区側提案事項を吟味し、取りまとめしております。

基本的事項は3点となります。

まず、「都区間の財源配分に関する事項」として、大規模な税制改正や、特別区における児童相談所の設置など都区の役割分担の変更などが行われる場合には、特別区に必要な需要額が担保されるよう、配分割合の見直しを求めるものでございます。

次に、「特別区相互間の財政調整」として、幼児教育無償化や改築需要集中期への対応などをはじめとする区側提案について、特別区の実態を踏まえて主体的に調整を図ったものとなっておりますので、あるべき需要が適切に算定されるよう、区側の考え方に沿って整理することを求めるものでございます。

最後に「都区財政調整協議上の諸課題」として、特別交付金、減収補填対策、都市計画交付金および児童相談所関連経費について、課題の解決に向けて、具体的な検討を進めるよう求めるものでございます。

とりわけ、都市計画交付金については、課題の解決に向けて都区で議論を進めるため、都区協議会の下に都市計画事業のあり方についての協議体を設置することも含めて提案いたしますので、前向きな対応をお願いいたします。

また、児童相談所関連経費については、今後政令で指定された特別区においては法律上、児童相談所関連の事務が特別区の仕事となることから、当然に都区財調の基準財政需要額に算定するとともに、その規模に応じて都区間の配分割合を変更すべきと考えております。特別区が児童相談所を設置するにあたって、その財源は重要な課題でありますので、明確な見解をお示しいただくようお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

この資料は、区側提案事項の内容をまとめた一覧です。

「議会総務費」では、「水害対策経費」など10項目、

「民生費」では、「子どもの貧困対策等事業費」など12項目、

2ページの「衛生費」では、「新生児聴覚検査費」など5項目、

「経済労働費」では、「公衆浴場助成事業費」など3項目、

3ページの「土木費」では、「空き家対策等事業費」など11項目、

「教育費」では、「部活動大会参加費等助成経費」など9項目、

さらに4ページの「その他」として、「幼児教育無償化への対応」など10項目を加えまして、合計60項目の区側提案事項を整理しております。

なお、本提案につきましては、現に特別区に存する行政需要を、財調上で財源保障すべき項目・規模として基準財政需要額のあり方を踏まえ、整理しているものです。

(基準財政需要額のあり方)

この基準財政需要額のあり方については、限りある時間の中で実り多い協議としていくためにも、個別事業の協議を行っていく中で、都区間の共通認識を積み重ねていくことが極めて重要であると認識しております。例年、「普遍性」あるいは「合理的かつ妥当な水準」の考え方について都区の認識に隔たりがあり、協議が整わない事業が多くございますが、都区の認識差を埋めていけるよう、引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えております。とりわけ、過去の協議経過を踏まえ、都側から示された考え方に沿ってご提案している事業については、都区の共通認識のもと、円滑に整理ができると考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、5ページをお開きください。

継続検討課題として、今後の状況の変化に応じて提案を行うこととしたものであり、4項目

を整理しております。

最後になりますが、昨日開催された財調協議会では、協議上の諸課題をはじめとした区側提案について、都側から前向きな見解は示されず、踏み込んだ議論ができておりません。幹事会での協議については、議論を前進させるべく、区側提案に対する都側の見解をしっかりとお示しいただくとともに、前向きに議論に応じていただくよう、よろしくお願いいたします。

区側提案事項の説明は以上でございます。

## ■ 都側総括的意見

### 【都】

区側提案事項に関しまして、都側の総括的な意見を申し上げます。

(都区間の財源配分)

はじめに、「都区間の財源配分」に関する提案です。

現時点では税制改正の動きは不透明であることから、具体的な議論をする段階にはないものと考えております。

また、児童相談所の設置・運営に係る事務については、平成28年5月に児童福祉法が改正され、特別区も「児童相談所を設置する市」として政令指定を受けることが可能になったところではありますが、改正後においても都道府県については引き続き児童相談所の設置及び運営に係る業務が義務付けられています。

現在、一部の区がその自主的な意向に基づき児童相談所の設置に向けて都と設置計画案の確認作業を進めていることは承知しておりますが、これは、清掃事業や保健所の区移管と同様のものとは考えておらず、配分割合を変更する理由にはあたらないと考えています。

(特別区相互間の財政調整)

次に、「特別区相互間の財政調整」に関する提案ですが、先ほどもご説明しましたとおり、今回の都区財政調整は、東京一人勝ちという国や他の自治体から、厳しい目線が向けられている中、都税収入についても必ずしも楽観視できない状況において、都区制度の根幹である財調制度をこれまで以上に適切に運営していく観点から行っていくものと考えております。

このため、都としては、現行の算定内容も含めて厳しく見直しを行うとともに、一層の合理化を図っていく必要があると考えております。

そうした観点から、算定方法の見直しなど、都側からも提案しております。一方、区側からは、現在実施している様々な施策に関連して、需要の大幅な増加見直しの提案がなされておりますが、こちらも同様の観点で、適正な財調算定に向け、精力的に協議して参りたいと思います。

(都区財政調整協議上の諸課題)

都区財政調整協議上の諸課題に関する提案についてですが、第1回協議会の中で発言させていただいたとおりであります。

(人事委員会勧告)

次に、特別区における本年度の人事委員会勧告についてでございます。特別区におかれましては、人事委員会勧告された給料表のマイナス改定を実施せず、現行の条例等の規定どおりとされるとのことであります。

先程も申し上げたとおり、人、モノ、カネが集中する東京に対する国や全国の自治体の目線は非常に厳しいものがあります。

申し上げるまでもなく、このような状況のなかでも、職員の勤務条件に対する住民の理解を得るためには、常に自らを厳しく律していく必要があります。

財調制度におきましては、あるべき需要を算定し、適正に財調制度を運用していることを明確に示していくためにも、公務員制度の根幹である人事委員会勧告を適用した人件費を算定すべきと都は考えております。

(まとめ)

この他、多岐にわたるご提案をいただいておりますが、先ほどもお話したとおり、国や全国の自治体の東京に対する目線は大変厳しいものがあります。こうした時こそ、都区双方で

議論を尽くして、自律的に適正な算定に見直していくことが極めて重要と考えます。

都といたしましては、本年度の財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取り組んでまいり所存でございます。

区側の皆さまのご協力を改めてお願いして、区側提案に対する都側の総括的な意見といたします。

## ■ 区側総括的意見

### 【区】

都側からは、「東京一人勝ち」という、国や他の自治体から厳しい目線が向けられている中で、現行の算定内容を含めて厳しく見直しを行い、合理化を図るべきという考え方にに基づき、ご説明いただいた2項目を含め、6項目の提案をいただきました。既算定内容を廃止もしくは縮減する内容となっておりますが、その妥当性をよく吟味し、検討していくことが必要であると考えております。

都と特別区を取り巻く状況については、区側としても当然認識しており、現行算定の見直しについても取り組んでいるところです。一方で、本年度設置された「東京と日本の成長を考える検討会」報告書や、「平成30年度東京都税制調査会答申」にもあるように、大都市特有の財政需要は、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来により、更なる増大が予想されます。

そのため、算定内容の廃止や縮減だけに目を向けるのではなく、特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、常に需要に見合った算定としていく観点を欠かすことはできません。区側としては、これらのことを踏まえ、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう区側提案を吟味し、主体的にとりまとめたところでございます。

なお、都側から、区が設置する児童相談所の取扱いについて、発言がありましたので、一言申し上げます。都側の発言は、あたかも区が児童相談所を設置した以降も都に権限が残り、区と競合するかのよう聞こえますが、当該区の区域においては、同じ法の規定に基づき「設置市」となっている中核市同様、政令指定により法的に都から区に権限移譲が行われるものであり、清掃事業や保健所の移管と同様のものであることを申し上げておきます。

次に、今年度の人事委員会勧告への対応について、都側からご発言がありましたので、一言申し上げます。

本年の人事委員会勧告は、近年の緩やかな景気回復基調を反映して、国や東京都、政令指定都市を始めとする多くの地方公共団体が引上げ勧告となる中、給料表について、平均2.46%に及ぶ、過去に例のない大幅な引下げとなりました。

特別区長会としては、引下げ勧告となったのは、高度化・複雑化する区政課題に対応する組織力の向上を目指して、30年振りに実施した行政系人事・給与制度の抜本的な改正の過渡期に生じた一過性の歪みが主な要因であると考えております。

本来であれば、人事委員会勧告は尊重することが基本ですが、人事委員会勧告どおり、給与改定を実施する場合には、行政系人事・給与制度改正の円滑な実施に重大な支障が生じるほか、多方面に影響が及ぶことも懸念されます。

現在の特別区の給与水準が、国家公務員の給与水準と概ね均衡した状況にあるほか、多くの地方公共団体においても給与水準の引上げが見込まれる現在の情勢も考慮の上、慎重に検討を重ねた結果、本年の人事委員会勧告の取扱いについては、給料表及び勤勉手当の年間支給月数の改定は実施しないこととしたものでございます。

一方、財調制度における「あるべき需要」とは、特別区の現実的な財政需要を合理的に捕捉する観点から、普遍性のある財政需要を、合理的かつ妥当な水準において算定するものであります。

人件費の算定についても、当該年度の需要を的確に反映すべきであり、過去の財調において、

人事委員会勧告ではなく、特別区の実態を算定してきた経緯があることも踏まえ、制度上、特別区の実態により算定すべきと考えております。

なお、人件費の算定に限らず、財調制度における「あるべき需要」の考え方について、依然として都区の認識に大きな隔たりがあると考えますので、今後の協議の中で議論してまいりたいと思います。

区側の総括的な意見は以上でございますが、これまで、国の不合理な税制改正等に対しては、都区で足並みを揃えて、都及び特別区における膨大な大都市需要の存在を主張してまいりました。今回の協議においても、都区で議論を尽くし、あるべき需要を財調に適切に反映して、特別区の自主的かつ計画的な行財政運営が担保できるよう、具体的な成果の得られるものにしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは、以上です。

## ■ 【態容補正】勤労福祉会館管理運営費

### 【都】

私からは、勤労福祉会館管理運営費の廃止について、発言させていただきます。

本提案は、平成 28 年度協議以降、引き続きの提案となります。都はこれまで勤労福祉会館と商工振興センターの設置目的や会議室の貸出し機能が重複していることから当該経費の見直しを提案してきましたが、平成 30 年度協議において、都側から「区側が両施設の実態について、具体的にどのように分析・検証したのか、また、どのような結果になったのか」と確認を求めたところ、具体的な検証結果が示されず議論も深まりませんでした。

そこで、改めて、区側が両施設の実態について、具体的にどのように分析・検証したのか、また、どのような結果になったのか、具体的に説明願います。

### 【区】

都側から説明のありました、勤労福祉会館管理運営費の廃止について、発言いたします。

過去の協議において都側からも発言があったように、勤労福祉会館は、「中小企業勤労者に対する余暇施設の提供による福利厚生面での規模間格差の是正、文化教養と福祉の増進を図ることを目的に設置された施設」であります。

そのため、体育館、工芸室、音楽室、調理室など、商工振興センターとは異なる設備を備えており、機能の面からも、両施設は明らかに別施設であると考えます。

なお、会議室の貸出し機能については、両施設の管理運営に係る経費が算定された当初から両施設が備えていた機能であり、施設を取り巻く状況の変化を受けて設置された新たな機能ではありません。

私からは以上です。

## ■ 【投資・態容補正】義務教育施設新增築経費の見直し

### 【都】

私からは、教育費の態容補正にて加算している義務教育施設新增築経費の見直しについて発言します。

小中学校等に係る改築経費は、学校数を測定単位とし、47年に1度改築することを前提に、毎年その1年分の経費である1/47の経費を標準算定しております。加えて、新築又は増築、統廃合による改築の場合には、態容補正によりこれらに要する経費を加算しています。

昨年度に引き続きの提案となりますが、昨年度の提案は統合校の国庫資格面積から統合校の母体となる校舎の保有面積を差し引くとの提案としましたが、今年度はより算定実態に近い形とするため、統合前のそれぞれの学校について、築年数に応じて、既に算定している改築経費を差し引くよう算定を見直すものです。なお、差し引く経費は国庫資格面積により算

出された額を上限とするため、マイナス補正となることはありません。

繰り返しになりますが、統廃合における現行の算定方法については、統合前の校舎について算定済となる改築経費が存在することから、これに加えて、態容補正で算定する場合、二重算定となるため、当該部分は差し引くべきであります。

都側としては、本件を教育費における重要課題と認識していることから結論を先延ばしするのではなく、今年度をもってきちんと整理すべき事項と考えています。

私からは以上です。

#### 【区】

ただいまの都側の意見に対する区側の見解を述べさせていただきます。

本態容補正の見直しについては、平成25年度財調協議以降、同趣旨の提案をいただいておりますが、区側としては、その後特段の状況変化はないと認識しています。

今回の都側提案については、内容を確認の上、次回以降、区側の見解を述べさせていただきます。

私からは以上です。

#### 【都】

態容補正の見直しについては、平成25年度財調協議において、統廃合の場合は補正の対象外とする提案、昨年度は国庫資格面積から保有面積を差し引くとの提案としていましたが、今年度は、より算定実態に近い形での提案としておりますので、ご検討よろしくお願ひしたいと思います。

### ■ 特別交付金

#### 【区】

私からは、特別交付金について発言いたします。

区側としては、過去の財調協議でも申し上げておりますが、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、割合を2%に引き下げるべきと考えております。

昨年度の財調協議において、都側からは、「普通交付金の算定対象となっていない区ごとに異なる財政需要が、現行割合の5%を大きく超える規模で毎年申請されており、それらを着実に受け止めるには、現行割合の5%が必要である」とのこれまでの主張が繰り返されました。

しかしながら、現行の特別交付金の割合が5%である以上、各区がそれに見合う規模の申請を行うことは当然のことであり、各区の申請状況をもって「需要があるため割合を改める必要はない」とする論拠にはなり得ません。

また、同じく昨年度協議では特別交付金における算定の透明性・公平性を高めるため、算定のメニュー化を提案しましたが、都側は「現行の算定ルールや『東京都総務局行政部区政課の通知』において、算定対象として明記されていることから、改めて整理は不要」とし、詳細な議論に至らなかったことは、非常に残念であります。

区側としては、現行ルールに基づく算定では、算定されるかどうか不確実な部分があることが、各区の申請件数を増加させる要因になっていると考えますが、都側の見解を伺います。

このように協議が進展しない一方で、昨年度、区側で実施したアンケート調査では、「不透明である」と感じている算定が多々存在することが確認されており、今年度も、過去に算定されていた事業でも算定されるとは限らないと示唆されるなど、「これまでと算定の基準が違うのではないか」との声が各区から挙がっています。

このことから、普通交付金の算定対象にならない特別の財政需要は2%の範囲で受け止め、客観的な指標によって算定される、透明性・公平性の高い普通交付金の割合を高めるべ

きと考えます。

このことは、都知事の「都政の透明化」の方針とも合致しており、また、特別区においても、税の使途に関して区民へ説明責任を果たすためにも透明化が求められています。都区共通の課題として、是非、前向きにご検討いただきたいと思います。

私からは以上です。

## 【都】

現行の特別交付金の割合は、平成19年に都と区の協議を経て、調整税の配分割合の変更と併せて財調条例本則を2%から5%に改正したものです。

各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいます。

これまで普通交付金の算定改善にも取り組んできましたが、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、現行割合の5%を大きく超える規模で毎年申請されています。これらの財政需要を着実に受け止めるためには、現行の5%が必要であると考えています。

ただ今、区側から「現行の特別交付金の割合が5%である以上、各区がそれに見合う規模の申請を行うことは当然のこと」、「現行ルールに基づく算定では、算定されるかどうか不確実な部分があることが、各区の申請件数を増加させる要因になっている」との発言がありました。

しかし、特別交付金とは、地方自治法施行令で、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付すると定められており、そもそも

「5%の規模に見合うようにするため」や、「算定されるかどうか不確実な部分があるから」を理由に申請されるべきものではないと考えます。

特別な事情に該当しない申請が、「5%の規模に見合うようにするため」や、「算定されるかどうか不確実な部分があるから」を理由になされているのであれば、これを改めるべきであることは言うまでもありません。

また、協議会でも申し上げましたが、今年度の申請において、平成30年度から区側提案により普通交付金算定された事項の申請が複数見受けられました。一例を申し上げれば、議会総務費の「自動通話録音機貸与事業」や、衛生費の「アライグマ・ハクビシン防除事業」などです。現行の制度を適切に運営し、確実な算定を行うためにも、「算定ルールに基づいた適正な申請」となるよう、申請内容の精査については、改めてお願いいたします。

さらに、区側から「過去に算定されていた事業でも算定されるとは限らないと示唆されるなど、「これまでと算定の基準が違うのではないか」との声が各区から挙がっている」との発言がありました。

昨年度も申し上げましたが、特別交付金は、地方自治法施行令において、「普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付する」とされているなど、あらかじめ都と区とで、特定の事項について算定することを約束するものではないため、過去に算定された事業でも必ず算定がされるものではありません。

なお、協議会でも申し上げましたが、特別交付金の算定ルールについては、都区合意に基づき策定されており、透明性・公平性の確保の観点からも、その内容について大きな問題はないと考えています。

## ■ 減収補填対策

### 【区】

私からは、調整税の減収補填対策について発言いたします。

区側としては、調整税の一定割合は特別区の固有財源としての性格を有する以上、都税であることを理由に、一般の市町村がとりうる減収補填対策に見合う対応策を特別区だけが講



じられず、それに代わる方法すら無いのは、制度上問題であると考えております。

従来より、都側から、「制度を見直すのであれば、区側で具体的な検証があって、見直しの必要性を提起することがまず必要」との見解が示されていることを踏まえ、昨年度協議において、区側から、実際に起こりうる事態を想定した財政上のシミュレーションを提示いたしました。

それにより、年度途中の大幅な減収という局面において、各区が赤字債発行を余儀なくされる状況になりうることは明らかであり、十分に「見直しの必要性」があると判断できると考えております。しかしながら、都側は、各区それぞれの状況を踏まえた具体的な検証が必要であり、イメージするものとは異なるという見解であったため、議論を前進させることはできませんでした。

区側としては、本件は制度上の問題として、予め不測の事態を想定して対応策を議論する必要があると考えており、議論が進まない状況を危惧しております。都側としては、実際の財政運営上で赤字債発行の必要が生じてから、はじめて対応策を議論すれば良いとお考えなのでしょうか。見解を伺います。

また、実際に財政運営上で赤字債発行の必要が生じた場合、どのように対応することを想定しているのか、あわせて都側の見解を伺います。

私からは以上です。

## 【都】

まず、年度途中の調整税の減収対策についてですが、御承知のように、減収補填債のうち赤字債部分は、大幅な減収があったことだけをもって発行が認められる訳ではなく、5条債を充当してもなお、適正な財政運営を行うために必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に限り、発行が認められるものでございます。

そのため、これまでも申し上げてきたとおり、ただ単に仕組みがないという制度上の問題だけでなく、制度を見直すのであれば、制度上の問題について現状どのような影響が生じているのかという点に加え、激甚災害等を想定するのであれば、その際の減収の規模や赤字債発行の必要性をどのように見込んでいるのか、区側で区ごとの財政上の必要性を踏まえた具体的な検証があって、見直しの必要性を提起していくことがまず必要であると考えています。

こうした都側の意見を踏まえ、平成30年度第4回幹事会において、区側から「次年度改めて、都側の見解にあるように『各区それぞれの状況』を踏まえた検証を行い、提示していきたい」との発言があったと理解しています。

## ■ 都市計画交付金

### 【区】

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

まず、従来から申し上げており、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都市計画事業の実績に見合う配分や、全ての都市計画事業の交付対象化、交付率の上限撤廃等、抜本的な見直しについて提案いたします。

とりわけ交付率については、都市計画交付金の実績に見合う配分の妨げとなっているだけでなく、交付金に執行残が生じる要因となっています。平成29年度においては、特別区が事業費ベースで800億円以上の都市計画事業を実施しているにも関わらず、交付率に上限があるために、交付額が約170億円にとどまり、30億円を超える執行残が生じています。

平成29年度から、交付金の予算額は200億円に増額されていますが、執行残が生じている状況に鑑みれば、まず、交付率の見直しに着手すべきであると考えます。本来であれば、交付率は撤廃してしかるべきですが、各区が多く都市計画事業を実施しているなかで、少なくとも執行残が生じることのないよう、早急に交付率を見直すべきと考えます。

また、都市計画税については、国の通知の中で「使途の明確化」が求められている一方、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細は明らかにされておりません。こうした情報の提示は、都区の都市計画事業の実施実態を検証し、都市計画交付金を実

績に見合う配分とするうえで不可欠なものです。都知事の掲げる「都政の透明化」や税の使途に関する説明責任を果たす観点からも、情報の提示について前向きに検討いただきたいと思います。

こうした提案は、これまでも繰り返し主張してきたところですが、都側は「各区から直接、現状や課題を伺うなど、適切に調整を図りながら対応していきたい。」などの発言を繰り返すばかりで、実質的な議論なしに協議が終了しております。

都市計画交付金対象事業の地方債収入相当額が、普通交付金の財源を圧迫している現状に鑑みれば、都市計画交付金の見直しについては、財調協議の場で議論することが相応しいと考えますが、財調協議とは別に、都市計画税の活用・配分の仕方、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置することも含め、議論に応じていただくようお願いいたします。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、大会開催都市として相応しいまちづくりを進めるうえでは、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行していくことが必要です。ともに東京のまちづくりを担うパートナーとして、都市計画交付金について、建設的な議論を重ね課題の解決に取り組んでいきたいと考えておりますので、前向きな協議をお願いいたします。

私からは以上です。

#### 【都】

都市計画交付金につきましては、第1回財調協議会でも申し上げましたが、都といたしましては、これまでも都市計画交付金の運用について、各区から都市計画事業の実施状況や意向等をお聞きしながら、順次見直しを図ってまいりました。

今後とも各区が取り込まれる都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現状や課題などをお伺いするなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応してまいりたいと考えてございます。

### ■ 児童相談所関連経費

#### 【区】

私からは、児童相談所関連経費について発言いたします。

児童相談所関連経費については、先日の第1回都区財政調整協議会で発言したとおり、都区財調の基準財政需要額に算定した上で、都区間の配分割合を変更すること、準備経費については特別交付金により全額算定することを提案いたします。

本件につきましては、昨年度協議において、区側から、特別区が児童相談所を開設した際の都区財調の取り扱いを確認しているにも関わらず、都側は「現時点では、児童相談所の設置・運営に係る事務は児童福祉法に基づき東京都が実施していることから、具体的に議論する段階にない」、「現時点で、児童相談所の設置・運営に係る事務が特別区がひとしくその行うべき事務にあたるとは考えていない」などと発言し、明確な見解が示されませんでした。

一方、設置準備にあたっては、本年5月には平成33年度開設予定の3区も加わり、特別区が児童相談所を開設した際の入所施設や一時保護所の都区間の広域調整について協議を行う「特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会」を設置し、特別区が児童相談所を開設することを前提とした協議を、東京都の協力をいただきながら、進めているところです。

最も早い平成32年度の開設を予定している区においては、先月、厚生労働省の担当所管へ児童相談所設置計画案の説明を行い、政令指定の申請に向けて事前協議を進めているところであり、来春に予定する政令指定の申請が間近に迫るなか、設置計画案は最終調整段階に入っております。また、都区の確認作業のなかでは、既に具体的なケース引継ぎの方法についても検討をしている状況です。

そのような状況のなか、児童相談所関連経費の財調上の取扱いについて、今年度の協議で明確にしていくことが必須であると考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

#### 【都】

平成28年5月に児童福祉法が改正され、特別区も「児童相談所を設置する市」として政令指定を受けることが可能になったところではありますが、改正後においても都道府県については引き続き児童相談所の設置及び運営に係る業務が義務付けられています。

このため、清掃事業や保健所の区移管と同様のものとは考えておらず、配分割合を変更する理由にはあたらないと考えています。

現在、一部の区がその自主的な意向に基づき児童相談所の設置に向けて都と設置計画案の確認作業を進めていることは承知しておりますが、それぞれの区が自主的に児童相談所設置に係る政令指定を目指して取り組んでおり、福祉保健局の対応は、その自主的な意向に基づいて行われている特別区の取組を支援しているものと認識しております。

一方で、特別区財政調整交付金は、地方自治法第282条第2項に基づき、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように交付されるものです。このため、基準財政需要額として算定するかどうかについては、当該事務が「特別区がひとしくその行うべき事務」であるかどうかについて慎重に検討する必要がありますが、現時点では、児童相談所の設置、運営がされていないことから「特別区がひとしくその行うべき事務」にあたるかどうか検討をできる段階にありません。

また、準備経費につきましては、協議会で申し上げましたとおり、特別交付金とは、地方自治法施行令により、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付すると定められており、過年度分は算定対象とはなりません。交付率については、都区で合意した算定ルールに則って算定すべきものであります。

### ■ 幼児教育無償化への対応

#### 【区】

私からは、幼児教育無償化への対応について発言いたします。

国の「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、消費税率10%への引上げによる財源を活用し、幼児教育を無償化する方針が打ち出されたことに伴い、算定に反映することを提案いたします。

本提案の取りまとめに当たっては、国の方針を踏まえ、実施時期、無償化の範囲、対象施設を設定いたしました。

まず、実施時期についてですが、平成31年10月から全面的に実施するものとして、半年分の需要を積算しております。

次に、無償化の範囲については、3歳から5歳の全児童及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児を対象としております。

最後に、対象施設については、区立及び私立の保育所、幼稚園、認定こども園に加え、地域型保育事業、幼稚園預かり保育、認可外保育施設等の施設を幅広く対象とするものとして、それぞれ利用者負担額等に反映しております。

多岐にわたる提案となっておりますが、幼児教育無償化の実施は、特別区にとって非常に大きな行政課題であり、円滑な事業実施に資するためにも、区側提案の趣旨に沿って整理したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、今回の整理は暫定的なものとし、通年で無償化が実施される予定の平成32年度財調において、改めて標準区経費を整理すべきと考えております。

私からは以上です。

#### 【都】

現在、幼児教育の無償化における具体的な手続きや、国と地方の負担割合について、国に

よる検討や地方との協議が進められております。

無償化に要する経費をどこが、どのような割合で負担するかの如何によっては、基準財政需要額にも大きな影響が出るものと考えます。

このような状況の中、昨日、「教育の無償化に関する国と地方の協議」が開催され、国から幼児教育無償化に係る財政措置等について、全国市長会へ方針が示されました。

報道によれば、今月10日に全国市長会において対応を再協議することとあります。都としては、国と地方の協議結果を踏まえて議論すべきと考えております。

つきましては、次回以降、都側の見解を述べさせていただきます。

## ■ 改築需要集中期への対応

### 【区】

私からは、改築需要集中期への対応について発言いたします。

特別区においては、高度経済成長期に人口が急増した影響で、学校をはじめ多くの公共施設が同時期に建設されています。これらの施設が、現在、一斉に更新の時期を迎えており、施設の老朽化対策が特別区における喫緊の課題となっております。

こうした状況を踏まえ、各区が膨大な改築需要への対応を着実に図っていくため、公共施設の改築経費について、臨時的な算定の充実を提案いたします。

今回、提案のイメージをまとめた論点メモを提出しておりますので、ご覧いただければと思います。提案の検討にあたっては、膨大な改築需要の実態を検証するべく、各区が保有する公共施設の築年数をもとに、今後50年における改築経費の推移を試算いたしました。この結果、今後20年の間に生じる改築経費が全体の6割超を占めており、改築需要の集中している実態が明らかになりました。

財調における改築経費の算定は、各施設の耐用年数をベースに、毎年度平準化して算定する「年度事業量」の考え方を採用しております。このため、毎年度の算定額は改築需要の多寡に連動しておらず、先程お示ししたような極端な需要の集中に対しては、臨時的に改築経費の算定を充実することが必要であると考えます。

学校をはじめ、公共施設の多くは災害時における避難所に指定されております。昨今の大規模な災害の発生に鑑みれば、首都直下地震をはじめとした災害への備えという観点からも、公共施設の改築は早急に取り組むべき課題であると認識しております。

膨大な改築需要への対応が特別区における喫緊の課題であることをご理解いただき、各区が課題解決に向けて着実に取組を進められるよう、改築経費の算定充実について、前向きな検討をお願いいたします。

私からは以上です。

### 【都】

ただ今の区側の説明により平成30年度以降に改築需要が集中しているという状態は分かりましたが、これはあくまで特別区の実態の話であり、財調の算定として検証する必要があると考えます。

財調算定の基本的な考え方については、各標準施設の耐用年数に応じた年度事業量、例えば、義務教育施設については、本体校舎を1/47、屋内運動場を1/44、プールを1/30として毎年算定しており、その耐用年数を迎えた時点で改築に必要な経費が財調上満額となるような算定となっております。

区からお示しいただいた「改築需要集中期への対応に関する論点メモ」によれば、2038年から2067年、平成で言いますと平成50年度から平成79年度には、財調で算定している年度事業量と実態との間に乖離が出ています。

実際の改築需要は年度に応じて増減するものの、その需要をならして算定することが財調の標準算定であるため、この乖離がでていているということは、平成10年度から29年度の間は、実際の改築が標準算定された年度事業量分を下回っている訳であり、この改築に充てなかった分の事業量は、この改築需要集中期の需要から減ずるべきものと考えます。

私からは以上です。

## ■ 認可外保育施設等保護者負担軽減事業費・保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費

### 【区】

私からは、認可外保育施設等保護者負担軽減事業費、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費について発言いたします。

昨年度の財調協議では両事業について、全区で事業を実施している実態をもとに、それぞれ区側提案を行いました。都側は、「緊急対策として事業が始まってから5か月という期間の実績では、都区財政調整における標準的な水準かどうかを判断することが難しい」、「平年度ベースの実績は確認し難い」との見解であり、結果として、平成29年度財調と同様に「待機児童解消緊急対策対応経費」として臨時的に算定することとされました。

今回は、昨年度協議での都側の主張を踏まえ、全区において通年で事業を実施している実態をもとに、改めて恒常的に算定することを提案いたします。

認可外保育施設等保護者負担軽減事業費については、都補助事業創設前から継続して事業を実施していること、また保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費については、年々実績が拡大していることから、両事業ともに、もはや臨時的な需要ではないことは明らかです。

これまで待機児童の解消に向けて、都区双方が全力で施策に取り組んできましたが、今後、幼児教育の無償化等により、さらなる保育需要の拡大が見込まれます。こうした中、特別区が安定的に保育サービスを区民に提供していくため、ひいては深刻な少子化をくい止めるため、当該事業を標準的な需要として算定すべきと考えます。

私からは以上です。

### 【都】

平成30年度財調協議では、平成29年度財調協議に引き続き、都区財政調整においては、特別区において待機児童解消が喫緊の課題となっていることを踏まえ、臨時的な需要として整理することが適切としたものです。

「全区において通年で事業を実施している実態をもとに、改めて恒常的に算定することを提案」とのことですが、平成30年度財調協議でも述べましたが、都区財政調整における基準財政需要額は、各特別区が合理的かつ妥当な水準において標準的な行政を行うために必要とされる額であり、基準財政需要額における標準区経費を設定するに当たっても、事業の内容、標準的な規模、水準などの点から、あるべき需要かどうかを検討するもの、と考えています。

したがって、1年間を通じての実績が確認できれば、標準的な算定となるわけではないことは、改めて申し上げておきます。

また、認可外保育施設等保護者負担軽減事業費については、幼児教育無償化の対象とされることが国によって検討されているため、幼児教育無償化による影響も踏まえ、慎重に検討する必要があると考えます。

今回の区側提案については、こうした点を踏まえた上で内容を確認し、次回以降、都側の見解を述べさせていただきます。

## ■ 公園費の見直し

### 【区】

私からは、公園費の見直しについて発言いたします。

昨年度協議において、都側から、直近3か年の用地取得面積の実績を踏まえ、新設公園における用地費、工事費の双方を縮減する提案がありましたが、合理的な算定手法や標準区経費としての適正な水準について検証が必要として、引き続きの課題となっております。

昨年度協議でも申し上げましたが、公園費を含む財調の投資的経費は、単に実態に合わせるのではなく、国・都の動向を含めた社会状況や経費の性質等、様々な視点から検証することが不可欠であります。

特に、将来に向けた「あるべき需要」の観点からの検証は、欠かすことができません。都をはじめ、ほぼ全ての区の公園条例において、住民1人当たりの公園面積の目標を5㎡以上と規定しており、現在目標に向け、都区双方で整備を進めている段階であることを踏まえ、あるべき需要を設定する必要があると考えます。

さらに、首都直下地震など災害に対する備えとして、地域の避難場所や防災拠点の確保に向けた公園整備の取り組みが進められていることを踏まえても、将来需要の確保は必要であり、実績のみをもって大幅な縮減を図ることは妥当ではないと考えます。

一方で、都市計画交付金の対象要件が緩和されてきたことにより、財調における新設公園の整備規模は、一定程度、縮小することが想定される場所です。そこで、用地費については、従来の事業量から、都市計画交付金の対象となる公園への振替相当分を差し引くことを提案いたします。

なお、工事費については、現行算定では用地費と同一面積とされておりますが、区側で検証した結果、無償譲渡や借地等に係る公園整備を行うケースがあるため、必ずしも同一ではないことが確認されたことから、現行算定を据え置くこととしております。

また、あわせまして、今回、特別区の実態を踏まえ、「公園改修費の新規算定」、「モデル公園への防災・健康づくり機能の追加」、および「公園借地料の新規算定」について提案いたします。

今年度、都総務局の「見える化改革報告書」の「区市町村」において、一人当たりの都市公園等面積は全国平均を大きく下回っている状況であり、区立公園の整備を積極的に進めていく必要がある旨の提言がありました。今後とも公園整備を通して、やすらぎと潤いのある、災害に強いまちづくりを都区双方で進めて参りたいと思っておりますので、今回提案した内容で取りまとめられますよう、是非お願いいたします。

私からは以上です。

## 【都】

区側から、新設公園における用地費、工事費、単価等の見直しについて提案がありました。この公園費の見直しにつきましては、「直近3か年の新設公園の用地取得の実績が平均382㎡であったことから、その事業量が現行の1,500㎡を大幅に下回っており、過大算定となっていることから、年度事業量を400㎡に見直す。」という都側提案を受け、今年度、区として改めて検証し、提案があったものと考えます。

そこで、新設公園の年度事業量について伺います。

1点目は、区側調査による新設公園の用地取得の実績について、都市計画交付金の交付を受けたもの、無償譲渡によるもの、借地によるもの、土木費のまちづくり態容補正によるもの、それ以外の標準算定に該当するものについて、その各々の実績を伺います。

2点目は、「将来に向けた「あるべき需要」の観点からの検証」ということで、「住民1人当たりの公園面積の目標」や「災害の面からの必要性」に言及がありましたが、現時点で住民1人当たりの公園面積はどのようになっているのでしょうか。また、区側発言では5㎡とされているが、現在、財調の態容補正では4.4㎡を目標数値としています。その4.4㎡の目標を達成するためには、今後何㎡の公園を新設する必要があるのでしょうか。さらに、平成30年度及び平成31年度に取得予定の公園面積をお伺いします。

3点目は、用地費については、「従来の事業量から、都市計画交付金の対象となる公園への振替相当分を差し引く」との提案がありましたが、差し引くべき面積の算出方法について、その考え方と数値の根拠を伺います。

私からは以上です。

## ■ その他

### 【区】

先ほど、都側から今回の人勤に対する区の対応について発言がございました。お伺いをしておりますと、今回の特別区の対応を批判されているのでは、と危惧しております。特別区

の対応は、是非とも尊重をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【区】**

同じく、その件に関して、都側もよくご存知だと思いますが、そもそも給与に関する決定は労使合意で行うものであり、特別区では、特区連と区長会との合意に基づいて行っております。今回の提案は、都側がこの仕組みを否定しているように感じます。今後2回目以降も含めて、主張していきたいと考えております。

**【都】**

ただいま、先ほどの人事委員会勧告に関連する発言に対し、ご発言をいただきました。本年度、特別区が大変困難な情勢のなかで、極めて重い判断をされたということについては、都側も承知をしております。先ほどの都側の発言は、区側の判断について発言したものではありません。そこは改めて申し上げさせていただきます。都側の発言は、あくまでも財調算定における取扱いの考え方について、都側の考えを示させていただいたところであり、先ほど、区側の総括発言のなかで、この件に関します区側の考え方をお示しいたしましたので、次回以降、財調算定として議論を進めさせていただきたいと考えております。